

## 選挙運動規約施行細則

### (目的)

第1条 この細則は、選挙運動規約（以下「規約」という）を実施するにあたり、規約において禁止されている理事、監事及び支部長その他支部役員（以下「理事等」という）の地位を利用した選挙運動について、どのような行為が地位利用に該当し得るのかを具体的に例示して明らかにすることにより、選挙運動の適正かつ円滑な実施に寄与し、あわせて、選挙運動に関係する者の利便に資することを目的とする。

### (本細則の性質)

第2条 この細則において「地位を利用」にあたるとして列挙された行為は、あくまでも解釈の指針を示すための例示であり、挙げられた以外の行為がすべて規約で禁止された行為にあたらないものと解釈してはならない。

### (禁止行為)

第3条 規約第7条第1項及び同条第2項に規定された「地位を利用」の解釈に関しては、別に規定されるもののほか、次に掲げる行為については、これにあたるものとする。

- 一 理事等が、その役職を明記もしくは強く想起させる内容を記載した文書又は電磁的記録（以下「文書等」という）により、特定の候補者を推薦、あるいは後援団体への加入や支援行事への参加を勧誘すること。
- 二 理事等が、その役職を明記もしくは強く想起させる内容を記載した文書等により、特定の候補者を批判又は特定の候補者へ投票しないよう依頼すること。
- 三 理事等が、その役職を名乗り、あるいは役職が記載された名刺等を使用した上で、口頭により前2号の内容を発言すること。ただし、役職者としてではなく、個人としての行為であることを明示し、誤認を生じさせないための十分な措置を講じている場合には、除外されるものとする。
- 四 理事等が、その職権により、組合又は支部の役職員に命じて、前各号の行為を行わせること。
- 五 理事等が、その職権により、組合又は支部の施設、備品又は経費を使用して選挙活動を行うこと。ただし、理事等の私的な行動を過度に規制し、結果として当該理事等の意図しない違反行為を誘発することは適当でないという観点から、次にあたる行為については、除外されるものとする。

(1) 施設又は備品の使用の程度が極めて軽微な場合（例えば、理事等が組合本

部の建物内において自身の携帯電話を使用して、私的に選挙運動を行う場合)

- (2) 組合の経費が選挙活動とは別の目的のために使用されており、選挙運動にあたる行為はこれに付随して私的に行われたに過ぎないと認められる場合  
(例えば支部総会への出席等の組合の職務のために組合の経費を用いて出張した理事等が、現地で職務中でない時間帯において、個人的に面会等をした組合員に対して、他の禁止行為に該当しない形で選挙運動を行った場合)

#### 附則

この細則は平成29年9月7日から施行する。